

使用者側弁護士による

# 社会保険労務士様向けシリーズ勉強会

ハラスメント対応

2月12日(水)

各種ハラスメントへの対応  
及びパワハラ防止法解説

問題社員対応

5月13日(水)

類型別問題社員を解雇・雇  
止めする際の法的留意

労働時間管理と  
残業代請求対応

7月8日(水)

労働時間管理の基本と残業  
代を請求された際の初動対  
応の実務

## 勉強会の特徴

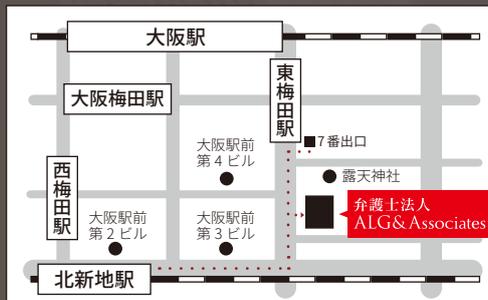
- 1 使用者側に特化した弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- 2 重要判例や最近の裁判例をご紹介します、実際の紛争解決の指針を示します！
- 3 講師は労働問題を熟知した弁護士が責任をもって努めます！
- 4 実際の紛争トラブルをふまえた就業規則の規定のポイントを解説します！
- 5 少人数の勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります！

**場 所** 弁護士法人 ALG&Associates 大阪支部  
〒530-0057 大阪府大阪市北区首根崎 2-5-10  
梅田パシフィックビルディング 6F (受付)・8F

**時 間** 各日程とも 16 時～18 時 (15 時 30 分より受付)

**参加費** 1 回参加：2,000 円 (税込)  
全て参加：5,000 円 (税込)  
※但し、顧問先事務所様については無料

**講 師** 弁護士法人 ALG&Associates 大阪支部  
大阪支部長 弁護士 長田弘樹



OsakaMetro 谷町線 東梅田駅より徒歩3分

お申込みは下記を記載のうえ、FAX：06-6940-4484 にて送信いただくか、お電話：06-6940-4446 までご連絡ください。

※定員に達し次第、お申込み受付を終了させていただきます。予めご了承ください。

貴事務所名			ご芳名	
ご住所				
電話番号			メールアドレス	
参加希望欄	<input type="checkbox"/> すべて	<input type="checkbox"/> ハラスメント (2/12)	<input type="checkbox"/> 問題社員 (5/13)	<input type="checkbox"/> 労働時間管理と残業代請求 (7/8)

# 関西地区の社会保険労務士の先生方へ 法律事務所主催勉強会のご案内

弁護士法人ALG&Associates 大阪支部  
〒530-0057  
大阪府大阪市北区曽根崎 2-5-10  
梅田パシフィックビルディング 6F (受付)・8F

謹啓

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

突然、ご連絡を差し上げる失礼をご容赦ください。私は、弁護士法人ALG&Associates 大阪支部支部長の  
弁護士 長田弘樹と申します。

弁護士法人ALGは、各分野の専門知識をもった弁護士が集う「総合病院型」の法律事務所と、ワンストップのリーガルサービスを提供する法律事務所を目指し、創業者である弁護士金崎浩之により設立されました。

弁護士91名、スタッフ159名(司法書士1名を含む)を擁し(2019年1月末現在)、メインとなる東京オフィスを中心に9つのオフィス(宇都宮、埼玉、千葉、横浜、名古屋、大阪、神戸、姫路、福岡)を構え、全国のお客様のリーガルニーズに迅速に対応することを可能としております。

私が所属する大阪支部は、弁護士法人ALGの理念である顧客感動を実現し、スピード感のある連絡や、事務所全体の経験を生かした専門性ある事件処理によって、依頼してよかった、また何かあれば弁護士法人ALGに頼むよとだけいただける事務所を目指しています。

今後、関西地区の企業のサポートをより強化するため、関西地区の社会保険労務士の先生方とも連携を深めていきたいと検討しており、その手段として、関西地区の社会保険労務士の先生方を対象にした勉強会を企画し、本書を送付させていただいた次第です。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、同封の勉強会のご案内をご覧ください、勉強会にご参加いただければ幸いです。

末筆ではございますが、貴事務所の益々のご発展をお祈り申し上げます。

謹白

弁護士法人ALG&Associates 大阪支部  
大阪支部長 弁護士 長田 弘樹